

平成 17 事業年度

事業報告書

独立行政法人環境再生保全機構

目 次

1	機構の概要	1
(1)	目的	1
(2)	業務の内容	1
(3)	事務所の所在地	1
(4)	資本金等の額及び政府の出資額	1
(5)	役員の状況	2
(6)	職員の状況	3
(7)	設立の根拠となる法律	3
(8)	主管大臣	3
(9)	沿革	3
2	事業の実施状況	4
(1)	公害健康被害補償業務	4
(2)	公害健康被害予防事業	7
(3)	地球環境基金事業	9
(4)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成等の業務	10
(5)	維持管理積立金の管理業務	11
(6)	石綿健康被害救済業務	12
(7)	建設譲渡事業	12
(8)	債権の管理・回収業務	14
(9)	借入先ごとの借入金額	15
(10)	国庫補助金等の状況	16

1 機構の概要

(1) 目的

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(2) 業務の内容

独立行政法人環境再生保全機構法（以下「法」という。）に基づき、次の業務を行う。

- イ 大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害の補償業務（法第10条第1項第1号）
- ロ 大気汚染による健康被害を予防するために必要な事業に係る業務（法第10条第1項第2号）
- ハ 日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体への助成業務並びに民間環境保全活動の振興に必要な調査研究等に関する業務（法第10条第1項第3号及び第4号）
- ニ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の助成等の業務（法第10条第1項第5号）
- ホ 廃棄物の最終処分場の維持管理に係る費用の管理業務（法第10条第1項第6号）
- ヘ 石綿による健康被害の救済に関する業務（法第10条第1項第7号）
- ト 良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。（法第10条第2項）
- チ 既に着手している建設譲渡事業に関すること。（法附則第7条第1項第1号）
- リ 設置又は譲渡された施設等の割賦金債権又は貸付債権の管理及び回収を行うこと。（法附則第7条第1項第2号及び第3号）

(3) 事務所の所在地

【主たる事務所】神奈川県川崎市幸区大宮町1-3-10番

電話番号 (044) - 520 - 9501

【従たる事務所】大阪府大阪市北区曽根崎新地一丁目1番49号

電話番号 (06) - 6342 - 0335

平成18年3月13日に大阪市西区から移転。

(4) 資本金等の額及び政府の出資額

資本金の額は、平成18年3月末現在で、16,044,563,260円（全額政府出資）であり、その構成は次のとおりである。

資本金の状況 (単位：円)

区 分	平成 17 年度末
政府出資金	16,044,563,260
(内訳)	
健康被害予防事業基金	6,071,570,000
地球環境基金	9,401,266,137
その他	571,727,123

(5) 役員状況

役員は、理事長 1 人、理事 3 人以内、監事 2 人で、理事長及び監事は、環境大臣が任命し、理事は、理事長が任命する。

平成 18 年 3 月末現在の役員状況は次のとおりである。

役職	氏 名	任 期	経 歴	
理 事 長	田中 健次	平成 16 年 4 月 1 日 ~ 平成 20 年 3 月 31 日	平成 10 年 1 月 平成 11 年 10 月	環境事務次官 環境事業団理事長
理 事	大坪 健雄	平成 16 年 4 月 1 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日	平成 11 年 6 月 平成 12 年 7 月 平成 14 年 6 月	株式会社日本興業銀行執行 役員 興和不動産株式会社常務取 締役 みずほ総合研究所株式会社 専務取締役
理 事	邊見 敬三郎	平成 16 年 4 月 1 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日	平成 8 年 7 月 平成 9 年 7 月 平成 14 年 8 月	関東財務局長 住宅金融公庫理事 財団法人道路開発振興セン ター専務理事
理 事	平井 敏文	平成 16 年 7 月 6 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日	平成 15 年 7 月	経済産業省地域経済産業審 議官
監 事	伊藤 一秀	平成 16 年 4 月 1 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日	平成 11 年 4 月 平成 14 年 5 月	経済団体連合会産業本部次 長 日本経済団体連合会社会本 部次長
監 事 (非常勤)	浅野 一磨	平成 16 年 4 月 1 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日	平成 10 年 7 月 平成 11 年 8 月	東北管区行政監察局長 財団法人ハイウェイ交流セ ンター顧問

(6) 職員の状況

職員数 116人(平成17年度期首比増減 2人増)

内訳

既存業務に係る人員 平成17年度期首比 2人減

石綿健康被害救済業務に係る人員 4人増

(7) 設立の根拠となる法律

独立行政法人環境再生保全機構法(平成15年法律第43号)

(8) 主管大臣

イ 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項 環境大臣(法第18条第1項第1号)

ロ (2)の八に係る民間環境保全活動助成業務、振興業務 環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣(法第18条第1項第2号)

ハ 上記ロに掲げる業務以外の業務 環境大臣(法第18条第1項第3号)

ニ (2)のチに係る建設譲渡事業 国土交通大臣(法附則第7条第4項)

(9) 沿革

機構は、公害健康被害補償予防協会が実施してきた公害健康被害補償予防業務と環境事業団が実施してきた地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成事業などを承継し、平成16年4月1日に設立された。

2 法人の沿革は、次のとおり。

ア 公害健康被害補償予防協会

公害に係る健康被害者の迅速かつ公正な保護を図るため、昭和48年10月に「公害健康被害補償法」が制定された。

その内容は、民事責任を踏まえて公害健康被害者の迅速な救済を目的とする行政上の補償制度であり、全国の汚染原因者から賦課金を徴収し、補償給付の支給等に必要なる財源に充てることとされ、この徴収業務等を行う特殊法人として昭和49年6月に「公害健康被害補償協会」が設立された。

その後、昭和61年10月の中央公害対策審議会答申に基づき、近年の大気汚染の状況を踏まえ、昭和62年9月に「公害健康被害補償法の一部を改正する法律」が成立し、これにより昭和63年3月に法律の題名を「公害健康被害の補償等に関する法律」に、また、協会の名称を「公害健康被害補償予防協会」に改め、従来業務に加えて、基金に基づく健康被害予防事業を実施することとなった。

機構に、これらの業務の全てが承継された。

イ 環境事業団

産業公害を防止・改善することを目的に、昭和40年6月に制定された「公害防止事業団法」に基づいて同年10月に設立された。

その後、創設当時の目的に加え、都市・生活型公害の防止や自然環境の保全と適切な利用、さらには、地球環境の保全という時代の要請に応え、昭和62年、平成4年、平成5年、平成11年、平成13年と5回にわたり事業の見直しが行われた。

- ・平成4年の改正：「環境事業団」に改組
- ・平成5年の改正：地球環境基金の設置と地球環境基金事業の追加
- ・平成11年の改正：地球温暖化対策緑地事業等の追加
- ・平成13年の改正：ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の設置と助成事業等の追加

また、平成10年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正に伴う最終処分場維持管理積立金管理業務が追加された。

機構には、環境事業団業務のうち、1)地球環境基金事業、2)ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成事業、3)最終処分場維持管理積立金管理業務、4)建設譲渡事業及び5)債権管理・回収業務が承継された。

なお、1)ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業、2)環境浄化機材貸付及び3)環境情報提供業務は、平成16年4月に設立された日本環境安全事業株式会社に承継された。

平成18年3月から、石綿による健康被害の救済に関する法律の施行に伴い、石綿による健康被害の救済業務が追加された。

2 事業の実施状況

(1) 公害健康被害補償業務

事業の実施状況

(単位：円)

区 分	実施額
賦課金の徴収に関する業務	
(1)ばい煙発生施設等設置者からの汚染負荷量賦課金	47,643,731,900
(2)特定施設等設置者からの特定賦課金の徴収	70,875,000
公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「補償法という。」第13条第2項の規定による支払に関する業務	
給付免責調整支出金	36,804,940
補償法第48条の規定による納付金の納付に関する業務	
(1)旧第一種地域	
ア 補償給付費	59,655,881,952
イ 公害保健福祉事業費	99,865,000
(2)第二種地域	
ア 補償給付費	68,339,118
イ 公害保健福祉事業費	2,645,000

賦課金の徴収に関する業務

(単位：件)

区 分	件 数
汚染負荷量賦課金徴収件数	8,475
特定賦課金徴収件数	4

補償法第13条第2項の規定による支払に関する業務

(単位：件)

区 分	件 数
給付免責調整支出金支払件数	4

納付金の納付に関する業務

ア 旧第一種地域納付金納付額(県市区別)

(ア) 補償給付費納付金

(単位：円)

区 分	金 額
千 葉 市	491,258,341
千 代 田 区	153,799,810
中 央 区	168,498,373
港 区	377,683,792
新 宿 区	953,455,542
文 京 区	674,859,704
台 東 区	366,888,421
品 川 区	869,963,259
東 大 田 区	1,641,925,649
京 目 黒 区	578,463,149
都 豊 島 区	579,620,970
北 橋 区	952,361,209
板 橋 区	1,775,462,272
墨 田 区	669,769,456
江 東 区	1,462,588,574
荒 川 区	884,153,513
足 立 区	1,672,928,331
葛 飾 区	1,077,883,480
江 戸 川 区	1,036,735,366
(東 京 19 区 計)	16,433,423,310
横 浜 市	690,726,132
川 崎 市	2,476,708,318
富 士 市	561,307,764
名 古 屋 市	3,609,923,462
愛 知 県 市	592,477,462
四 日 市 市	773,853,041
大 阪 市	12,740,946,341
豊 中 市	419,512,751
吹 田 市	411,390,932
守 口 市	1,726,318,515
大 阪 市	2,237,132,965
八 尾 市	1,249,193,361
堺 市	2,979,297,179
(大 阪 7 市 計)	21,763,792,044
神 戸 市	1,070,179,869
尼 崎 市	4,305,360,531
倉 敷 市	3,046,377,179
岡 山 県 市	241,679,313
北 九 州 市	1,488,563,918
大 牟 田 市	2,110,251,268
合 計	59,655,881,952

(1) 公害保健福祉事業費納付金

(単位:円)

区 分		金 額
	千 葉 市	2,816,000
東 京 都	千 代 田 区	121,000
	中 央 区	843,000
	港 区	119,000
	新 宿 区	931,000
	文 京 区	545,000
	台 東 区	417,000
	品 川 区	621,000
	大 田 区	593,000
	目 黒 区	327,000
	洪 谷 区	192,000
	豊 島 区	354,000
	北 区	176,000
	板 橋 区	3,536,000
	墨 田 区	821,000
	江 東 区	801,000
	荒 川 区	322,000
	足 立 区	545,000
	葛 飾 区	88,000
	江 戸 川 区	1,293,000
(東 京 19 区 計)		12,645,000
	横 濱 市	2,286,000
	川 崎 市	13,513,000
	富 士 市	1,977,000
	名 古 屋 市	15,188,000
	愛 知 県	2,187,000
	四 日 市	2,588,000
大 阪 府	大 阪 市	12,342,000
	豊 中 市	785,000
	吹 田 市	1,788,000
	守 口 市	1,400,000
	東 大 阪 市	307,000
	八 尾 市	3,393,000
	堺 市	6,277,000
(大 阪 7 市 計)		26,292,000
	神 戸 市	2,163,000
	尼 崎 市	9,741,000
	倉 敷 市	2,385,000
	岡 山 県	303,000
	北 九 州 市	3,060,000
	大 牟 田 市	2,721,000
合 計		99,865,000

イ 第二種地域納付金納付額(県市別)

(ア) 補償給付費納付金

(単位:円)

区 分	金 額
新 潟 県	
新 潟 市	
富 山 県	
島 根 県	4,327,890
熊 本 県	
鹿 児 島 県	
宮 崎 県	64,011,228
合 計	68,339,118

(1) 公害保健福祉事業費納付金

(単位：円)

区 分	金 額
新 潟 県	103,000
新 潟 市	113,000
富 山 県	0
島 根 県	
熊 本 県	2,236,000
鹿 児 島 県	193,000
宮 崎 県	
合 計	2,645,000

(2) 公害健康被害予防事業

事業の実施状況

(単位：円)

区 分	実施額
補償法第68条第1項第1号に規定する大気の大気汚染の影響による健康被害の予防に関する業務	531,109,456
補償法第68条第1項第2号に規定する地方公共団体等への助成金の交付に関する業務	521,187,000
合 計	1,052,296,456

実施額は管理諸費を除く直接事業費を計上している。

大気の大気汚染の影響による公害健康被害予防事業に関する業務

(ア) 調査研究

大気汚染による健康影響に関する総合的研究(6課題)、局地汚染対策に関する調査研究(4課題)を実施した。

(イ) 知識の普及

地域における大気環境の改善及びぜん息等の発症予防等に関する知識の普及啓発を図るため、次の業務を実施した。

- a 各種パンフレットの作成
- b ビデオ等の貸し出し
- c 講演会・講習会の開催(16ヶ所、聴講者1,957人)
- d ぜん息電話相談(1,163件)
- e ぜん息児水泳記録会及び低公害車フェア(7ヶ所、来場者262,210人)
- f 大気汚染防止キャンペーン
- g 情報提供誌の発行(年2回、5,600部)

(ウ) 研修

地方公共団体が行う公害健康被害予防事業（機構が交付している助成金により実施している事業）に従事する者を対象に、効果的な事業の実施に必要な知識や技術を修得させるため、次の研修を実施した。

（単位：団体、人）

区 分	地方公共団体数	受講者数
保健指導研修	40	131
機能訓練研修	28	55
環境改善研修	29	53
保健指導専門研修	36	59
合 計		298

地方公共団体等が行う公害健康被害予防事業に対する助成金の交付に関する業務

(ア) 発症の予防、健康回復等に関する事業に対する助成

a 健康相談、健康診査及び機能訓練事業

（単位：団体、人）

区 分	地方公共団体数	参加回数、人数
健康相談事業 *1	42	9,104人
健康診査事業 *2	30	127,348人
機能訓練事業 *3	42	41,477人

*1 地域の住民を対象に、医師、保健師等によりぜん息等に関する相談・指導を行う。

*2 地域の乳幼児を対象にアレルギーに関する問診等を行い、その結果を踏まえ医師、保健師等によりぜん息の発症予防についての指導を行う。

*3 地域のぜん息児童を対象に、児童の健康の回復を図るため、指導員の指導のもとに水泳訓練・キャンプ等を行う。

b 施設等整備（助成）事業

(a) 医療機器等整備（助成）事業

地域医療の基幹をなす公的な病院等の呼吸器専門外来部門に対する医療機器等の整備を実施した。（4施設）

(1) 大気環境の改善に関する事業に対する助成

a 施設等整備(助成)事業

(a) 低公害車導入・最新規制適合車等への代替促進事業

(単位：団体、台)

区 分	種 類	地方公共団体数	助成台数
低公害車	整備事業	11	33
	助成事業	5	16
最新規制適合車	整備事業	3	87
	助成事業	4	31

*1 整備事業とは、地方公共団体が保有する低公害車等の整備に対し、機構が助成するもの。

*2 助成事業とは、民間事業者が保有する低公害車等の整備に対し、地方公共団体を通じて、機構が助成するもの。

(b) 大気浄化のための植樹や緑地整備

実施箇所数	実施地方公共団体	植樹面積 (m ²)
2箇所	八尾市	130
	倉敷市	45

(3) 地球環境基金事業

事業の実施状況

(単位：円)

区 分	実施額
民間活動助成事業	703,716,000
民間活動振興事業	85,896,153
合 計	789,612,153

民間活動助成事業の内訳

(単位：件、円)

区 分	件 数	金 額
イ 国内民間団体の開発途上地域での環境保全活動への助成	57	235,064,000
ロ 海外民間団体の開発途上地域での環境保全活動への助成	9	30,826,000
ハ 国内民間団体の国内での環境保全活動への助成	136	437,826,000
合 計	202	703,716,000

民間活動振興事業の内訳

(単位：円)

区 分	金 額
調査研究	26,456,500
情報提供	6,746,957
研修	52,692,696
合 計	85,896,153

地球環境基金の造成状況

(単位：円)

区 分	期首残高	当年度増加額	当年度末残高
政府出資金	9,401,266,137	0	9,401,266,137
民間等出えん金	4,248,693,221	14,111,624	4,262,804,845
合 計	13,649,959,358	14,111,624	13,664,070,982

(4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成等の業務
事業の実施状況

(単位：円)

区 分	実施額
ポリ塩化ビフェニル廃棄物 処理助成事業	36,643,657
ポリ塩化ビフェニル廃棄物 処理振興促進事業	0
合 計	36,643,657

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の残高及び増減

(単位：円)

区 分	当年度期首残高	当年度増加額	当年度末残高
		当年度減少額	
国 庫 補 助 金	8,016,184,395	2,028,347,375	10,026,209,940
		18,321,830	
都 道 府 県 補 助 金	7,789,657,734	2,159,347,377	9,930,683,284
		18,321,827	
民 間 出 え ん 金	470,089,938	2,041,550	472,131,488
		0	
合 計	16,275,932,067	4,189,736,302	20,429,024,712
		36,643,657	

(5) 維持管理積立金の管理業務

維持管理積立金の管理状況

(単位：円)

区 分	金 額
前 年 度 未 納 額	19,604,000
当 年 度 通 知 額	1,830,622,000
当 年 度 収 納 額	1,850,226,000
当 年 度 未 納 額	0

維持管理積立金の取戻し状況

(単位：円)

当年度取戻し件数	当年度取戻し額
2 件	41,072,000

維持管理積立金の残高及び増減状況

(単位：円)

区 分	当年度期首残高	当年度増加額	当年度末残高
		当年度減少額	
	金 額	金 額	金 額
維持管理積立金	4,902,901,000	1,850,226,000	6,712,055,000
		41,072,000	

(6) 石綿健康被害救済業務

石綿健康被害救済基金への拠出金の拠出状況

(単位：円)

区 分		金 額
政府交付金		38,763,093,000
地方公共団体拠出金		0
事業主拠出金	一般拠出金	0
	特別拠出金	0
合 計		38,763,093,000

(注) 事業主拠出金は、平成 19 年 4 月より徴収を予定。

(7) 建設譲渡事業

建設譲渡事業の実施状況

(単位：円)

区 分	実施額
集 団 設 置 建 物	-
共 同 福 利 施 設	-
大 気 汚 染 対 策 緑 地	660,670,557
地 球 温 暖 化 対 策 緑 地	-
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 ・ 一 体 緑 地	-
合 計	660,670,557

事業資産の譲渡状況

(単位：件、円)

区 分	件 数	金 額
集 団 設 置 建 物	-	-
共 同 福 利 施 設	-	-
大 気 汚 染 対 策 緑 地	1	202,548,209
地 球 温 暖 化 対 策 緑 地	-	-
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 ・ 一 体 緑 地	-	-
合 計	1	202,548,209

未成工事支出金の残高及び増減

(単位：件、円)

区 分	当年度期首残高		当年度増加額		当年度末残高	
			当年度減少額			
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
集団設置建物	-	-	-	-	-	-
			-	-		
共同福利施設	-	-	-	-	-	-
			-	-		
大気汚染対策緑地	1	1,276,537,929	0	660,670,557	1	1,734,660,277
			1	202,548,209		
地球温暖化対策緑地	-	-	-	-	-	-
			-	-		
産業廃棄物処理施設・一体緑地	-	-	-	-	-	-
			-	-		
小 計	1	1,276,537,929	0	660,670,557	1	1,734,660,277
			1	202,548,209		
造成建設事業計画策定調査費	-	-	-	-	-	-
			-	-		
合 計	1	1,276,537,929	0	660,670,557	1	1,734,660,277
			1	202,548,209		

(注) 当年度減少額欄の件数は、新規の確定契約に係るものであり、譲渡契約の対象施設の一部譲渡に係るものを含んでいる。

(8) 債権の管理・回収業務

割賦譲渡元金及び破産更生債権等(割賦譲渡元金)の残高及び増減の状況

(単位: 件、円)

区 分	当年度期首残高		当年度増加額		当年度末残高	
	件数	金 額	当年度減少額		件数	金 額
			件数	金 額		
共同公害防止施設	1	5,308,000	- 0	- 2,654,000	1	2,654,000
集団設置建物	147	76,345,128,773	(4) - (0) 20	- 15,465,274,116	131	60,879,854,657
共同福利施設	47	37,421,517,462	- 5	- 4,025,934,271	42	33,395,583,191
大気汚染対策緑地	29	29,867,680,707	1 0	114,826,509 2,107,724,407	30	27,874,782,809
地球温暖化対策緑地	4	4,472,919,978	- 0	- 94,084,055	4	4,378,835,923
産業廃棄物処理施設・一体緑地	2	3,755,224,660	- 0	- 252,458,100	2	3,502,766,560
国立・国定公園複合施設	5	1,243,440,000	- 0	- 98,080,000	5	1,145,360,000
工場移転用地	29	8,705,651,875	(1) - (0) 6	- 1,786,549,017	24	6,919,102,858
国立・国定公園施設	7	3,501,728,000	- 0	- 361,978,961	7	3,139,749,039
合 計	271	165,318,599,455	(5) 1 (0) 31	114,826,509 24,194,736,927	246	141,238,689,037

(注) 1 当年度増加額欄の件数は、新規の確定契約に係るものであり、譲渡契約の対象施設の一部譲渡に係るものを含んでいる。

2 当年度減少額欄の件数は、完済分に係るものである。

3 当年度減少額には、償却分を含んでいる。

4 当年度増加額欄及び当年度減少額欄の()内の件数は、債権分割による増減数である。

貸付金及び破産更生債権等(貸付金)の残高の状況

(単位：件、円)

区 分	件 数	貸 付 金
当 年 度 期 首 残 高	265	61,389,264,994
当 年 度 減 少 額	45	16,726,082,891
当 年 度 末 残 高	220	44,663,182,103

(注) 1 当年度減少額の件数は、完済分に係るものである。

2 当年度減少額には、貸倒償却処理に係るものを含んでいる。

(9) 借入先ごとの借入金額

事業内容のうち、建設譲渡事業及び附帯業務に必要な事業資金については、その一部を環境再生保全機構債券の発行によるほか、財政融資資金を借り入れている。

平成17事業年度における借入先及び借入金の状況

(単位：円)

区 分	金 額
環境再生保全機構債券	5,000,000,000
財 政 融 資 資 金	500,000,000
合 計	5,500,000,000

(10) 国庫補助金等の状況

運営費交付金

環境再生保全機構が行う事務に要する費用の一部に相当する額について、政府から交付を受けている。

国庫補助金

環境再生保全機構が行う公害保健福祉事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金事業、建設譲渡事業及び債権管理回収業務に必要な事業資金等の財源の一部に相当する額について政府から補助を受けている。

その他の政府交付金

環境再生保全機構が行う公害健康被害補償業務及び石綿健康被害救済業務に必要な事業資金等の費用の一部に相当する額について、政府から交付を受けている。

平成17事業年度において政府から交付又は補助を受けた国庫補助金等の額は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	金 額
運 営 費 交 付 金	2,668,162,000
公害健康被害補償予防業務勘定	581,722,000
基 金 勘 定	1,023,310,000
承 継 勘 定	1,063,130,000
国 庫 補 助 金 等	6,270,158,000
公 害 保 健 福 祉 事 業	34,158,000
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理 基 金 事 業	2,000,000,000
建 設 譲 渡 事 業	236,000,000
債 権 管 理 回 収 業 務	4,000,000,000
そ の 他 の 政 府 交 付 金	50,659,244,333
公害健康被害補償納付金交付金	11,896,151,333
石綿健康被害救済事業交付金	38,763,093,000
合 計	59,597,564,333

確定額を記載している。